

特別養護老人ホーム

入所申込みから入所までの流れ

*入所対象者は、在宅での介護が困難な次の方です。

- ◆ 65歳以上で要介護3～5の高齢者の方
- ◆ 40～64歳で特定疾病が認められた要介護3以上の方
- ◆ 特例により入居が認められた要介護1～2の方（別紙「特例入所について」をご確認ください）

1. 入所申込み

- 「入所申込書」「介護支援専門員の入所調査票（以下「入所調査票）」を入所希望される施設へ提出します。
- 施設の入所担当者から、入所の仕組みについて説明します。



2. 優先度の判定・名簿の整理

- 申込みを受けた施設が、「入所申込書」「入所調査票」を元に優先度を判定します。
- 優先度の判定を元に、入所申込者名簿（以下「名簿」といいます）を整理します。



3. 調査・入所判定調査票作成

- 整理した名簿により、入所の優先度が高いと判定された方の入所判定調査を行い、入所判定調査票を作成します。
- 入所判定調査を行う場合、事前に申込者へ連絡を取り、日程の調整を行います。
- 申込者が入院・入所している場合は入院先・入所先にも連絡を取り、日程の調整を行います。入所判定調査は、施設の入所担当者がお伺いします。
- 調査項目は、「入所希望の経過」「入所希望の理由」「心身状況」他となり、直接お聞きします。



4. 入所判定会議

- 入所判定委員～施設長、医師、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、栄養士、第三者委員等で構成します。
- 入所者の優先度が高い方に「入所申込書」「入所調査票」「入所判定調査票」をもとに入所判定会議を開き、合議のうえ、入所優先順位を決定します。
- 施設に「空き」ができた場合、入所優先順位が上位の方から入所意思の確認するため連絡します。



5. 入所・契約

- 入所にあたって、事前に説明し、契約を行います。

☆ご不明な点、見学については各施設の生活相談員まで、お気軽にお問合せ下さい。